

「溶接管理技術者の認証基準」抜粋

4. 溶接管理技術者の認証等級

- 4.1 溶接管理技術者の認証等級（以下、等級という）は、この規格に定める審査及び評価試験によって決定する。
 4.2 等級は、溶接管理技術者の任務及び責任、並びに技術知識及び職務能力に基づいてそれぞれ特別級、1級及び2級とする（表1参照）。

表1 溶接管理技術者の任務及び責任、並びに技術知識及び職務能力

等級	責 務	知識及び職務能力
特別級	JISZ3410 (ISO14731) の本体4.1及び4.2, 並びに附属書Bに記載された事項に基づいて製造事業者から割り当てられた任務と責任を果たさなければならない。	JISZ3410 (ISO14731) の本体6.1及び6.2a)に記載された技術知識をもち、かつ、溶接技術に関する包括的技術知識と経験、及び施工、管理などに関する統括職務能力を保有していなければならない。
1 級		JISZ3410 (ISO14731) の本体6.1及び6.2b)に記載された技術知識をもち、かつ、溶接技術に関する特定技術知識と経験、及び施工、管理などに関する専門職務能力を保有していなければならない。
2 級		JISZ3410 (ISO14731) の本体6.1及び6.2c)に記載された技術知識をもち、かつ、溶接技術に関する基礎技術知識と経験、及び溶接施工、管理などに関する基本職務能力を保有していなければならない。

注) JISZ3410では、製造事業者による溶接管理技術者の任務と責任の割り当てに際して、6.1（すべての溶接管理技術者に対する一般知識の要求事項）において、全般的な技術知識及び専門技術知識が考慮されること、6.2（責任を負うべき溶接管理技術者に対する特定知識の要求事項）において、製作物の特性及び／又は複雑度に応じて、溶接管理技術者の有する技術知識はa)包括的、b)特定、及びc)基礎の3レベルであることを考慮するとしている。

5. 受験条件及び受験条件の審査

- 5.1 受験条件 申請者は、それぞれ表2に示す条件に該当する職務経験を有していなければならない。

表2 受験条件

学歴又は認証	等級別の必要職務経験年数		
	特別級	1 級	2 級
① 大学院卒業者（理工系溶接専修）	1	1	1
② 大学院卒業者（理工系）	2	1	1
③ 大学院卒業者（理工系以外）	5	3	1
④ 大学卒業者（理工系溶接専修）	1	1	1
⑤ 大学卒業者（理工系）	3	2	1
⑥ 大学卒業者（理工系以外）	6	4	2
⑦ 短期大学卒業者（理工系溶接専修）	5	3	1
⑧ 短期大学卒業者（理工系）	6	4	1
⑨ 短期大学卒業者（理工系以外）	10	7	4
⑩ 工業高等専門学校卒業者	6	4	1
⑪ 理工系各種専門学校卒業者	-	6	2
⑫ 工業高等学校卒業者	-	7	2
⑬ 工業高等学校以外の高等学校卒業者	-	8	4
⑭ 上記学歴によらない場合	-	-	7
⑮ 1級認証者	3	-	-
⑯ 2級認証者	-	3	-

- 備考
1. 表中の経験年数は最小限の必要年数を示す。
 2. 経験年数は溶接技術に関連した職務に専従した期間とし、専従でない場合は職務の実体に応じて査定する。
 3. 経験年数は、学歴については卒業後、認証については認証取得後の年数とする。
 4. ⑤の大学卒業者（理工系）は工業高等専門学校専攻科卒業者を含む。
 5. ⑪の理工系各種専門学校卒業者は、高等学校以上の学歴を有している場合に認められる。